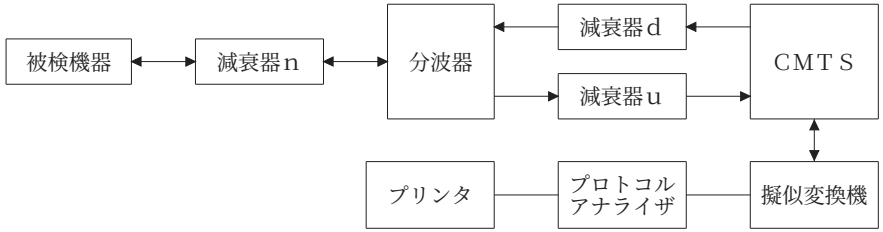
㈣　擬似交換機
㈤　プロトコルアナライザ
㈥　プリンタ

2　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3　測定手順は、次のとおりとする。

㈠　２の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器及び分波器による擬似線路を使用し、ＣＭＴＳ対向によりＣＭＴＳとの認証を確立する。

㈡　第一項３㈡及び㈢の調整を行う。

㈢　被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージを発信する。

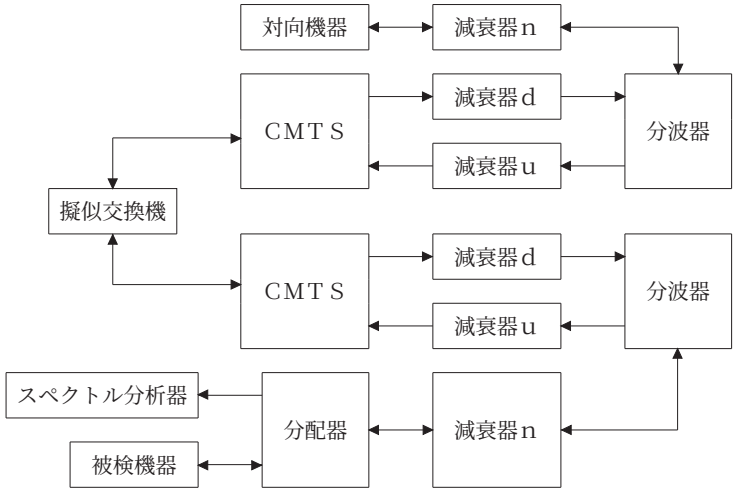
㈣　呼の設定を行うためのメッセージに含まれる電気通信番号が正しく送出されていることをプロトコルアナライザにより確認する。

七　電気的条件等

1　測定用機器は、次のとおりとする。

㈠　ＣＭＴＳ
㈡　減衰器
㈢　分波器
㈣　分配器
㈤　精度㈱0.5dB以内のスペクトル分析器
㈥　擬似交換機
㈦　被検機器と同一の機器又は既適合機器（２の測定回路ブロック図及び３中「対向機器」とする。）

2　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3　測定手順は、次のとおりとする。

㈠　ＴＤＭＡ方式の場合

⑴　２の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器、分波器及び分配器による擬似線路を使用し、ＣＭＴＳ対向によりＣＭＴＳとの認証を確立する。なお、被検機器の下り受信は標準運用レベル０dBmV又は60dBμVとなるように減衰器ｄ及びｎを調整するものとする。

⑵　被検機器と対向機器を通話状態にする。

⑶　測定を行う被検機器の上り信号周波数にスペクトル分析器の中心周波数を設定し、スパン及びリファレンスレベルを測定に適した値に設定する。なお、測定時の上り信号周波数は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の周波数範囲内の任意の周波数とする。

ア　ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.112　Annex　Ｂ及びＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.122の場合　５MHz以上42MHz以下

イ　ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.112　Annex　Ｃ、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.122　Annex　Ｊ及びＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.222.1　Annex　Ｄの場合　10MHz以上55MHz以下

ウ　ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.222.1の場合　５MHz以上85MHz以下

⑷　被検機器の上り送信レベルが規定されている最大レベルとなるように減衰器ｕを調整する。

⑸　スペクトル分析器の分解能帯域幅（以下「ＲＢＷ」という。）をデジタル変調波のシンボルレートの百分の一以下の値に、映像帯域幅（以下「ＶＢＷ」という。）をＲＢＷの三十分の一以下の値に設定し、そのレベルは最大値固定表示、その単位はdBmV／Hz又はdBμV／Hzとする。

⑹　被検機器の上り信号の中心周波数のレベルを測定し、測定値Lmに対して次の帯域換算方法により送信電力を計算する。

ア　（送信電力［dBmV］）＝（Lm［dBmV／Hz］）＋10log（変調信号のナイキスト帯域幅［Hz］）＋（分配器の損失［dB］）

イ　（送信電力［dBμV］）＝（Lm［dBμV／Hz］）＋10log（変調信号のナイキスト帯域幅［Hz］）＋（分配器の損失［dB］）

㈡　Ｓ－ＣＤＭＡ方式の場合

⑴　２の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器、分波器及び分配器による擬似線路を使用し、ＣＭＴＳ対向によりＣＭＴＳとの認証を確立する。なお、被検機器の下り受信は標準運用レベル０dBmV又は60dBμVとなるように減衰器ｄ及びｎを調整するものとする。

⑵　被検機器と対向機器を通話状態にする。

⑶　測定を行う被検機器の上り信号周波数にスペクトル分析器の中心周波数を設定し、スパン及びリファレンスレベルを測定に適した値に設定する。なお、測定時の上り信号周波数は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の周波数範囲内の任意の周波数とする。

ア　ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.112　Annex　Ｂ及びＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.122の場合　５MHz以上42MHz以下

イ　ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.112　Annex　Ｃ、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.122　Annex　Ｊ及びＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.222.1　Annex　Ｄの場合　10MHz以上55MHz以下

ウ　ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｊ.222.1の場合　５MHz以上85MHz以下